業務委託契約書

○○（以下「甲」という）と✕✕（以下「乙」という）とは、以下の業務委託契約（以下「本契約」という）の締結に合意する。

第1条（業務内容）

甲は、本契約の定めるところにより、以下の業務（以下「本件業務」という）を乙に委託し、乙はこれを受託する。なお、本件業務の内容、仕様、成果物の内容は、本契約締結時点で甲乙間が合意した内容に基づくものとし、乙の責めに帰すべき事由がない限り、甲は一方的に変更又は追加してはならない。

　・●●●●に関する業務

2.本件業務の具体的内容、仕様、成果物、品質基準、作業範囲、成果物の形式・点数等は、別紙1（仕様書／発注書）に定め、別紙1は本契約の一部を構成する。  
3.甲が業務内容・仕様・成果物の内容を変更又は追加する必要が生じた場合、甲乙は書面（電磁的方法を含む）により、変更内容、追加業務の範囲、委託料の増減、納期（提供期限）の変更の有無を合意する。

第2条（契約期間）

本件業務にかかる契約期間は令和●年●月●日から令和●年●月●日までとする。

2.本件業務の委託日（発注日）は令和●年●月●日とする。

第3条（委託料及び支払条件）

甲は乙に対し、本件業務の委託料として金●●万円（消費税別途）を支払う。

2.支払方法は、甲が乙名義の●●銀行口座に振込により行うものとし、振込手数料は甲の負担とする。

3.支払時期は、乙が本件業務を完了し、甲が成果物を受領した日から起算して60日以内とする。

4.甲は、正当な理由なく委託料の減額、支払遅延、支払拒否を行ってはならない。

5.甲が前項の支払期限を経過してもなお支払を行わない場合には、支払期日の翌日から完済に至るまで、年14.6％の割合による遅延損害金を支払うものとする。

第4条（受領場所／役務提供場所・納期）

成果物の受領場所（納品先）又は役務提供場所は、別紙1に定める。

2.成果物の納期（役務提供期限）又は役務提供期間は、別紙1に定める。

第5条（検査・検収）

甲が検査（検収）を行う場合、甲は成果物受領後、別紙1に定める検査期間内に、合否を乙へ通知する。

2.前項の期間内に甲から通知がない場合、成果物は検収合格（受領確定）したものとみなす。

3.甲が修正を求める場合、修正の範囲は別紙1の仕様・品質基準に照らし合理的な範囲に限る。

第6条（再委託）

乙は、書面によって甲の事前承諾を得た場合に限り、本件業務の一部又は全部を第三者に再委託することができる。ただし、甲は、合理的理由なく再委託を拒否してはならない。

第7条（秘密情報）

甲及び乙は本契約に関する秘密情報につき、相手方から事前に書面による承諾を得なければ第三者に開示してはならない。なお、本契約における秘密情報とは以下のものとする。

①　●●に関する情報

②

③

第8条（反社会的勢力の排除）

甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、自ら及び自らの役員が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員ではないことを確約する。

第9条（取引条件の変更及び解除）

甲は、乙の責めに帰すべき事由がない限り、委託内容、委託料、納期その他の取引条件を一方的に変更してはならない。

2.甲又は乙は、相手方に以下の事由が生じた場合に限り、書面による通知をもって本契約の全部又は一部を解除することができる。

①

②

③

第10条（損害賠償）

甲及び乙は、本契約に関して相手方の責めに帰すべき事由により損害を被った場合には、相手方に対しその賠償を請求することができる。

第11条（法令遵守）

甲及び乙は、本契約の履行にあたり、中小受託取引適正化法その他関連法令を遵守するものとする。

第12条（合意管轄）

本契約に関する訴訟については、甲の住所地を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

以上、本契約締結の証として、本書を2通又は本書の電磁的記録を作成し、甲乙記名押印若しくは署名又は電子署名のうえ、各自保管する。

令和　　年　　月　　日

甲　住所

　　　　　　　　　　　氏名（会社の場合会社名及び代表者名）　　　　　　　　　印

乙　住所

　　　　　　　　　　　氏名（会社の場合会社名及び代表者名）　　　　　　　　　印